

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 条 例

○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	1
○北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例……（保健福祉部総務課）	1
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……（建設部総務課）	1
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例……（企業局総務課）	1
○北海道立学校条例の一部を改正する条例……（教育庁高校教育課）	2
○北海道警察組織条例の一部を改正する条例……（警察本部警務課）	2

## 条 例

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第90号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表165の4の項中「22,000円」を「49,700円」に改め、同表165の8の項中「22,000円」を「37,200円」に改め、同表165の11の項のウ中「45時間」を「54時間」に、「22,000円」を「37,200円」に改め、同表168の項摘要欄ア(ウ)中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第105条の2」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第38条」に改め、同欄ア(オ)中「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護」に改め、同欄イ中「（平成18年厚生労働省令第34号）」を削る。

### 附 則

この条例は、平成28年11月22日から施行する。ただし、別表168の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第91号

北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

北海道社会福祉審議会条例（平成12年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第92号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の32の2の項中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第2項ただし書」に、「特定用途誘導地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料」を「特定用途誘導地区内の建築物の容積率等の特例許可申請手数料」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第93号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表滝の上発電所の項中「2,340キロワット」を「1,900キロワット」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第94号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。  
別表第2 北海道函館五稜郭支援学校の項の次に次のように加える。

北海道北斗高等支援学校
-------------

北斗市
-----

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第95号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(9) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

#### 附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。